

幸町地区の学校跡施設の利用方針（案）

1 検討にあたっての基本的な考え方

- （１）「千葉市公共施設見直し方針」（平成２６年７月策定）における見直しの基本方針（「施設利用の効率性向上」「施設の再配置」「施設総量の縮減」）に基づいて検討を行います。
- （２）中長期的な視点から、人口・世代構成や、周辺施設の立地状況、地元要望などを総合的に勘案して跡施設利用を行います。
- （３）市として利活用がなく、余剰となる跡施設については、売却等を行います。

2 利用方針（案）

（１）幸町第一小学校跡施設

- ・URによる、将来的な団地建替等の可能性を見据え、引き続き本市で所有し、今後、周辺状況の変化に応じて、活用方法を検討します。
- ・地元要望を踏まえ、本格利用までの間、校庭を運動広場として暫定的に活用します。
- ・運動広場は、避難場所として、引き続き指定します。
- ・校舎及び体育館等については、老朽化が進んでいることや、耐震性能が不足していることなどを踏まえ、除却します。

対象	用途	概要	供用予定時間	管理運営主体
校庭	【暫定利用】 運動広場	市民が手軽に利用できるスポーツ・レクリエーション活動の場として、校庭を活用します。	通年 9:00～17:00 (予定)	地元自治会、スポーツ振興会、利用団体等で構成される運動広場管理運営委員会

（２）幸町第二小学校跡施設

- ・市としての利活用がないことから、売却等を行います。具体的な手法については、別途検討します。
- ・現在、幸町第二小学校跡施設内に立地している「幸町第二小学校子どもルーム」は、利用状況等を踏まえ、平成３１年度に、幸町小学校内の「幸町小学校子どもルーム」を基本に移転・統合します。

3 スケジュール（予定）

施設名	用途等		H29年度		H30年度		H31年度		H32年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
幸町第一小学校跡施設	改修等	敷地						・運動広場 フェンス等整備		
		校舎・ 体育館等	・校舎等解体設計			・校舎等解体工事				
	供用		・(仮)供用 ※工事期間中は休止						・供用開始予定	
幸町第二小学校跡施設	移転	子どもルーム					・幸町小へ移転(4月)			
	処分等	校舎等・敷地	・校舎等解体設計			・校舎等解体工事		・売却等手続き		